



厳しい暑さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

現在、準備組合では、本組合の設立に向けて活動しております。本組合を設立し、事業をよりスムーズに進めるためには、権利者の皆様ひとりひとりの賛同が必要です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。



～トピックス～

- ☆「プラレールわくわくパーク」の開催について
- ☆VR視聴体験の紹介
- ☆もったいない物市の開催について
- ☆再開発Q&A



☆「プラレールわくわくパーク」の開催について

8月25日(日)準備組合事務所および立石駅周辺地区街づくり事務所にて「プラレールわくわくパーク」を開催します。準備組合事務所ではプラレールジオラマの展示と併せて、立石駅北口の再開発についての紹介を行います。また、まちづくりについてのアンケートにご協力いただいた方へ「プラレールつり」、「プラレールあみだくじ」どちらかの参加券をプレゼントいたします。なお、参加券配布終了後もプレイランドはどなたでもご参加いただけます。皆様お誘い併せの上ぜひお立ち寄りください。



© TOMY 「プラレール」は株式会社タカラトミーの登録商標です。

プラレールつり

プラレールあみだくじ

プレイランド

プラレールジオラマ

- 《日時》 令和元年8月25日(日) 10時～16時
- 《受付》 立石駅北口地区市街地再開発準備組合事務所1階
住所: 葛飾区立石4-26-2
電話: 03-5672-1596
- 《参加費》 無料(景品は数に限りがあります。)

※プラレールつり、プラレールあみだくじはどちらか1つの参加となります。(会場は立石駅周辺地区街づくり事務所です)
※プラレールつり、プラレールあみだくじは、小学生以下のお子様は保護者の方同伴でご参加ください。
※景品は1名様1個とさせていただきます。
※当日の天候事情により、時間・場所・内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

☆VR視聴体験の紹介

7月13日(土)から開催中の「おいでよ！プラレールスタンプラリー」企画への参加に併せて、現在、準備組合事務所1階では、再開発事業の紹介とまちづくりについてのアンケートを行っています。(スタンプラリーの詳細はイベントホームページをご参照ください ⇒ <https://www.keisei-cp.com/plarail/>)

再開発事業の紹介について、パースや事業概要の展示に加えて、皆様に再開発後のまちの様子を体感していただけるようにVR(三次元の仮想映像)を用いてイメージを作成しました。専用のゴーグルを装着いただくことで視聴体験できるようになっています。

8月31日(土)まで、お盆や土日も事務所を開けておりますので、ぜひお立ち寄りください。お待ちしております。

〈お問い合わせ先〉

立石駅北口地区市街地再開発準備組合

住所:葛飾区立石4-26-2 電話:03-5672-1596

事務局:飯野、平井、中山

〈イメージ例〉



★VRとは

…バーチャルリアリティ(virtual reality)の略称で、コンピュータで作成した映像や音声などを、利用者が現実に近い状態に感じられるように提示する技術や、その考え方をいいます。写真や映像では、ある一定の角度からしか見られないのに対して、VRでは360度を映すことができます。

～いただいた感想～

- ・初めてVRの体験をした。建物や駅前広場の大きさがイメージできて面白いと思う。
- ・まちがきれいになって住みやすそう。おしゃれな感じがする。
- ・映像が立体的で迫力がある。
- ・イメージ映像みたいに緑がたくさんあると良い。

「プラレールわくわくパーク」・VR体験 会場案内

8/25
・プラレールつり(※)
・プラレールあみだくじ(※)
・プレイランド
(※ゲーム参加券が必要です)

7/13～8/31
・再開発の紹介(VR体験)
・まちづくりアンケート
・スタンプラリー達成証の配布

8/25
・プラレールジオラマ
・ゲーム参加券の配布



立石駅北口地区市街地再開発準備組合事務所: 葛飾区立石4-26-2
立石駅周辺地区街づくり事務所: 葛飾区立石4-26-8

☆もったいない物市の開催について

9月7日(土)に立石フェスタが開催されます。準備組合では昨年に引き続き、「もったいない物市」を開催いたします。ご家庭で使われていない、「もったいない」品物を、どなたかに無料で引取ってもらうイベントです。

ご自宅にある「もったいない」品物を、是非お持ちください。お持ち込みなしでもご参加いただけます。皆様のご参加お待ちしております。

<日時> 令和元年 9月7日(土) 10時~14時

<場所> 立石駅北口地区市街地再開発準備組合事務所 (葛飾区立石4-26-2 裏面地図参照)

※品物のお持ち込みは9月7日午前中まで受け付けています。

前日までに準備組合事務所にお持ちいただいても大丈夫です。



☆再開発Q&A

Q. 市街地再開発準備組合と本組合の違いは何ですか。

A. 準備組合は法令に定めのない任意の団体で、任意の構成員による組織です。本組合(市街地再開発組合)は、都市再開発法に規定のある市街地再開発事業を行うことができる民間団体になります。構成員(組合員)は事業施行地区内に宅地の所有権・借地権を持つ全ての方と、定款に定められた参加組合員となります。

Q. 本組合にも加入届の提出は必要ですか。

A. 本組合ができると、施行地区内に宅地の所有権・借地権を持つ全ての方が組合員になります。加入届等の提出はありません。

(参考:都市再開発法第20条)

「組合が施行する第一種市街地再開発事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする」

現在準備組合に未加入の方も、本組合設立後は組合員となります。本組合が設立されると、組合員の方全員に、権利変換か転出の判断をしていただきます。皆様の将来の生活に関わる大事なお話なので、今のうちから個別面談で一緒に考えさせてください。

ご不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。



お問い合わせ先: 立石駅北口地区市街地再開発準備組合 電話番号03-5672-1596